

## 2. 環境にやさしく快適なまちづくり

### 2-1 自然環境や景観を大切にすまち

#### (1) 環境衛生の充実

##### 【現状と課題】

本町の西部丘陵地から平地部を流れ日向灘に注ぐ一級河川小丸川水系の小丸川と宮田川流域には、多種多様な動植物が生息し豊かな河川環境が形成されています。

これらの環境をさらに快適なものとして次世代へ引き継ぐためにも河川の浄化と保全は欠かすことができません。

河川の水質は、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により格段に向上してきましたが、いまだ未処理の生活排水及び事業活動に起因する不適切排水等による悪臭や油流入が確認されています。

河川の汚濁は、生活排水だけでなく事業所排水の影響も大きいいため、排水の適切な処理には、町民一人ひとりが排水に対する責任と水環境の保全意識を持つことが重要です。

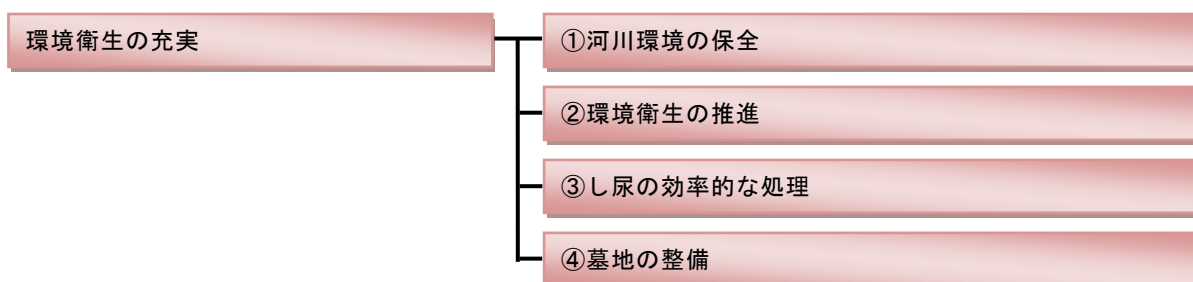
し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う高鍋・木城衛生組合では、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及によりし尿処理量は減少しておりますが、浄化槽汚泥が増加傾向にあります。引き続き適切な維持管理を行いながら、適正な処理に取り組む必要があります。

また、生活環境を常に快適なものとして維持していくためには、町民一人ひとりが周辺環境に配慮した生活を営むことや、地域の清掃活動等に積極的に参加していくことが必要です。加えて、事業者においては周辺環境に配慮した事業運営に取り組む必要があります。

清潔で暮らしやすい住環境を維持・発展させていくためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを行っていくことが重要です。

町営墓地唐木戸霊園は残区画も少なくなっており、拡張する用地もないため、今後の需要に応えられない状況にあります。このため新たな墓地の形態も視野に入れた検討を始める必要があります。

##### 【体系図】



## 【施策の方向】

### ①河川環境の保全

#### ◆町が取り組むこと

- 河川への生活排水の流入、地下水の汚染を防ぐため、公共下水道の整備完了区域内については、接続率の向上に向けた取り組みを進めます。
- 下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を推進していきます。
- 河川等の公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に測定を行います。
- 河川浄化に対する町民・事業者意識の啓発に努めます。
- 複数の市町村を流れる河川については、流域の行政機関や団体、事業者と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査などの取り組みを協働で進めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 生活排水による水質汚濁の現状を理解し、環境に配慮した排水を心がけます。
- 公共下水道の機能と役割を理解し、公共下水道への接続を行い生活排水の適切な処理に努めます。
- 合併処理浄化槽の設置をすすめるとともに、定期点検や清掃など適正な管理に努めます。

### ②環境衛生の推進

#### ◆町が取り組むこと

- 町民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくための町民意識の啓発や町民総参加による環境美化運動を推進していきます。
- ペットの適正な管理飼育についての啓発を行います。
- 不法焼却に対して速やかな指導を行います。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 行政、地域、団体等が実施するクリーン作戦等の環境美化運動に積極的に参加します。
- 自己の管理する土地建物を適正に管理します。
- ペットを適切に管理飼育します。
- 環境に配慮した事業運営を行います。

### ③し尿の効率的な処理

#### ◆町が取り組むこと

- 高鍋・木城衛生組合の適正な管理運営に努めます。

### ④墓地の整備

#### ◆町が取り組むこと

- 将来的な需要の予測と多様化するニーズを考慮した新しい墓地の形態を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

●自己の管理する墓地を無縁化しないよう適正な管理を行います。

## (2) 美しい景観の整備

### 【現状と課題】

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されており、良好な景観は、現在及び将来にわたる町民共有の財産です。

本町には、「歴史と文教の町」としての伝統、高鍋城（舞鶴公園）を中心に城下町としての史跡、持田古墳群等の貴重な歴史資産が残されています。このような歴史景観資産を中心に「歴史と文教の町」らしい景観づくりを進めるため、平成 22 年 1 月 1 日付けで景観行政団体へと移行し、平成 25 年 10 月には「高鍋町景観計画」を策定しました。

今後は、計画に基づき本町の豊かな自然や歴史的たたずまい、良好なまちなみ景観の保全はもとより、特に新しく創出するものについては、重点的な景観形成に取り組んでいきますが、良好な景観の形成には、行政だけでなく町民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識するとともに、持続的に取り組んでいく必要があります。

また、緑を享受する最も身近な町の基盤である公園や緑地は、レクリエーションや文化活動の場として町民にやすらぎと潤いをもたらすとともに、災害時には避難場所等としても機能するなど、快適で安心・安全な生活を送る上で欠かすことのできない空間となっています。

本町においても都市公園・緑地 17 箇所（29.82ha）を計画決定し、整備を進めてきました。現在、整備については、ほぼ終了し、24.41ha（81.9%）の供用を開始しているところですが、舞鶴公園並びにその周辺は、町民の憩いの場、本町観光の核としてさらなる整備が求められています。

舞鶴公園については、平成 4 年 3 月に策定した「舞鶴公園整備基本計画」に基づき美術館などの整備を行ってきましたが、埋蔵文化財や風致地区などの課題も多く、整備が進まない状況にあるため、現状に即した計画への変更を行っているところです。

今後は、舞鶴公園を核とした観光交流拠点として計画的に整備を進めていく必要があります。

また、農村公園や農村広場として 5 箇所（4.10ha）の整備が完了し、地域住民の憩いの場として、または都市と農村の交流の場として利用されています。

現在、公園の維持管理にあたっては、街区公園 9 箇所、児童遊園 1 箇所、その他公園 3 箇所の草刈り作業等を地域の公民館と協働で実施しています。また、現時点では、事故等は発生していないものの遊具等施設の老朽化が進んでいる状況があり、点検・補修等により安全の確保に努めているところです。

今後も遊具等の公園施設の定期点検や公民館との協働による維持管理、防災機能の充実を行い、利便性の向上と安全・安心な公園・緑地・広場の適正な維持管理を行っていく必要があります。

◆公園の状況

(単位：ha、%)

種別	名称	面積		供用率	
		計画	供用		
都市公園	石原街区公園	0.48	0.48	100.0	
	宮越街区公園	0.10	0.09	90.0	
	田ノ上街区公園	0.15	0.13	86.7	
	東町街区公園	0.16	0.16	100.0	
	小丸街区公園	0.23	0.23	100.0	
	松原街区公園	0.12	0.11	91.7	
	蚊口街区公園	0.18	0.18	100.0	
	平原街区公園	0.12	0.12	100.0	
	畑田街区公園	0.13	0.13	100.0	
	黒谷街区公園	0.15	0.15	100.0	
	街区公園 小計	1.82	1.78	97.8	
	近隣公園	蚊口海浜公園	2.70	2.70	100.0
		中央公園	1.00	1.00	100.0
		近隣公園 小計	3.70	3.70	100.0
	運動公園	高鍋総合運動公園	6.20	3.80	61.3
		小丸河畔運動公園	6.20	6.20	100.0
		運動公園 小計	12.40	10.00	80.6
	特殊公園	舞鶴公園	9.10	6.13	67.4
		特殊公園 小計	9.10	6.13	67.4
都市公園 計		27.02	21.61	80.0	
都市緑地	緑地	中川原都市緑地	0.60	0.60	100.0
		城堀緑地	2.20	2.20	100.0
	都市緑地 計		2.80	2.80	100.0
都市公園等 計		29.82	24.41	81.9	
都市公園以外の公園	蚊口児童遊園	0.08	0.08	100.0	
合 計		29.90	24.49	81.9	

《資料：建設管理課公園台帳調（平成25年4月1日現在）》

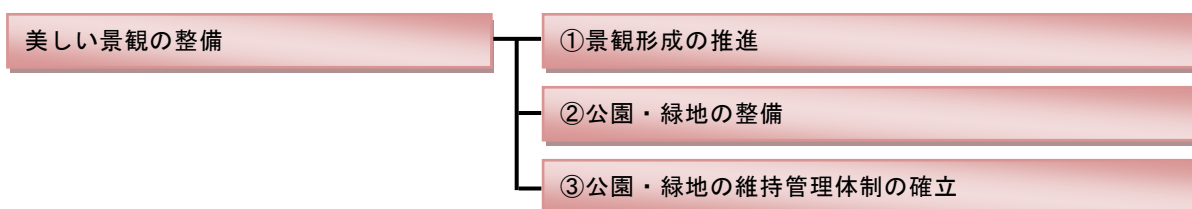
◆農村公園・広場の状況

(単位：ha)

種別	名称	面積
農村公園	めいりん公園	2.35
	長法寺農村公園	0.38
農村広場	南高鍋農村広場	1.17
	加志揚農村広場	0.10
	宮田農村広場	0.10
計		4.10

《資料：産業振興課調》

【体系図】



【施策の方向】

①景観形成の推進

◆町が取り組むこと

- 景観条例や景観計画に基づく良好な景観への規制・誘導を図ります。
- 町民や事業者に対して景観条例や景観計画の周知に努め、連携した取り組みを進めます。
- 町民が主体的に行う景観づくり活動を支援します。
- 城下町高鍋としての歴史的・文化的な景観の保全を図ります。
- 農地景観を保全する活動（ひまわりやコスモス植栽など）への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 景観条例や景観計画に対する理解を深め、法的な規制や基準を理解し、良好な景観づくりに努めます。
- 景観づくり活動等への参加、協力を努めます。
- 景観作物をはじめ農地の有効な利用を図ります。

②公園・緑地の整備

◆町が取り組むこと

- 舞鶴公園・美術館・図書館を中心としたゾーンを本町の芸術文化活動や観光の拠点と位置づけ、整備を進めていきます。
- 改定された「舞鶴公園整備基本計画」に基づき、舞鶴公園の整備を進めます。

---

◆町民・事業者等としてできること

- 公園整備の趣旨を理解し、整備に協力します。

---

③公園・緑地の維持管理体制の確立

◆町が取り組むこと

- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修・整備を図ります。
- 町が管理する公園については、計画的に維持管理を行います。
- 地域住民との協働による維持管理を推進します。

---

◆町民・事業者等としてできること

- 公園の管理運営活動に協力・参加します。
- 公園の適正な利用に努めます。
- 遊具等の破損状況について情報を提供します。

---

(3) 循環型社会の形成

【現状と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄の時代におけるごみ処理については、地域における重要な課題です。

本町ではごみ減量化の取り組みとして、リサイクルやリユースをはじめとする4R<sup>(\*)</sup>運動に取り組んでいます。その結果、家庭系ごみ排出量は減少傾向にありますが、事業系ごみの増加により総ごみ量は増加傾向にあります。

現在、本町のごみは、町内900ヵ所以上の集積場に出されたごみを収集運搬し、西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきで広域的処理を行っています。

しかし、ごみ処理にかかる費用負担は大変大きく、町財政を圧迫する一つの要因となっています。今後は、さらに効率的なごみ収集体制の検討を行うとともに、西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざき構成市町村との意見調整を深めていく必要があります。

また、ごみの不法投棄が後を絶たない状況であるため、町民や関係機関と連携し、不法投棄をしない・させない環境づくりに取り組むことが求められています。

そのため、町民・事業者・行政が地球環境問題に関心を持つとともに、お互いの責任と役割を理解しながら、限られた資源を大切に利用して環境保全に努めるなど循環型社会を形成していくことが求められています。

---

\*4R：①Refuse（リフューズ）：不要なものは買わない。過剰包装やレジ袋を断る。

②Reduce（リデュース）：ごみを減らす。（使い捨て商品を買わないなど）

③Reuse（リユース）：再使用する。（修理して使う。フリーマーケットやバザーの活用など）

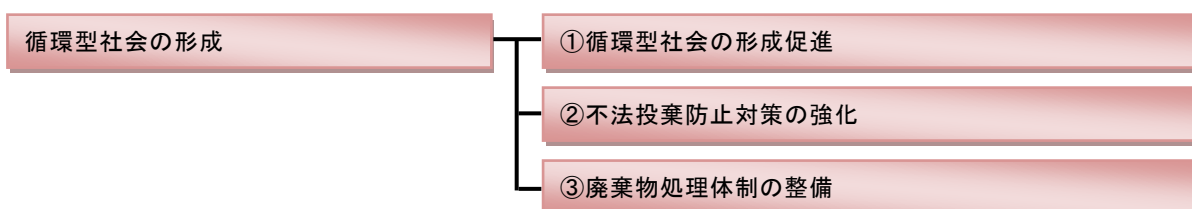
④Recycle（リサイクル）：再生利用する。

### ◆年度別ごみ量の推移

	人口 (人)	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ等 (t)	合計 (t)	一人1日 当たり ごみ量 (g)
平成20年度	22,314	5,460.6	50.1	1,170.6	6,681.3	820.3
平成21年度	22,015	5,528.9	58.6	1,111.2	6,698.7	835.0
平成22年度	21,736	5,621.1	58.3	1,018.6	6,698.0	846.5
平成23年度	21,684	5,707.1	61.3	999.2	6,767.6	857.2
平成24年度	21,644	5,825.8	54.9	953.0	6,833.7	865.0

《資料：西都児湯クリーンセンター》

### 【体系図】



### 【施策の方向】

#### ①循環型社会の形成促進

##### ◆町が取り組むこと

- ごみの減量化、資源物の分別収集を推進するとともに、町民及び事業者のリサイクル意識の啓発を進めます。
- 4R運動を推進し、分別・資源物回収の徹底によるごみ減量化に取り組めます。

##### ◆町民・事業者等としてできること

- ごみや地球環境問題に対する関心を高め、生活や事業活動の中でできるだけごみを出さないように努めるとともに、資源の再利用に努めます。

#### ②不法投棄防止対策の強化

##### ◆町が取り組むこと

- 町民や関係機関と連携し、不法投棄の監視体制の充実と不法投棄の多発箇所の情報共有に取り組むとともに、不法投棄防止の啓発活動を推進します。
- 不法投棄を行った者に対し、適正な指導を行います。

##### ◆町民・事業者等としてできること

- ごみの適正な処理に努めます。
- 不法投棄の現場を確認した場合は速やかに所轄官庁（警察・保健所・町）等に連絡します。

### ③廃棄物処理体制の整備

#### ◆町が取り組むこと

- 西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざき構成市町村とともに円滑な施設運営に努めます。
- 適正なごみ収集体制の構築に努めます。
- 最終処分場の適正な管理に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- ごみ出しのルールを守るとともに、ごみ集積場の環境保全に努めていきます。

## (4) 環境保護の推進

### 【現状と課題】

地球温暖化をはじめとする環境問題は、依然として深刻な状況であり、私たちや動植物を取り巻く生活・自然環境は大きく変化してきています。特に、地球温暖化問題は世界的規模で進んでおり、もはや高鍋町の取り組みだけで解決できるものではありませんが、町民一人ひとりが地球温暖化問題に関心を持ち、身近な取り組みから実践していくことが求められています。

本町においては、平成 23 年 7 月に第 2 次高鍋町地球温暖化対策実行計画を策定し、高鍋町が一事業所として事務事業を行うにあたり、温室効果ガス<sup>(\*)</sup>の排出抑制に向けた具体的な取組事項を定め、これまで温室効果ガス排出抑制を実践してきました。今後は、町民・事業者に対して広報等で啓発活動を行い町全体で地球温暖化防止に向け取り組んでいくとともに、目標達成に向けたさらなる温室効果ガスの排出削減が必要となっています。

また、これまで原子力発電は発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンで安価なエネルギーとして推進されてきましたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、エネルギーに対する考え方を一変させる出来事となりました。この出来事を教訓として、今後のエネルギーの安定供給と経済、生活、環境との調和を図っていくためにも、従来型のエネルギー構造に加え、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や効率的なエネルギー使用による低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

本町には、学術的にも貴重な動植物が存在する高鍋湿原、県指定天然記念物のアカウミガメ及びその産卵地、希少植物オニバスが密生している加志揚溜池、グンバイヒルガオが自生する堀の内海岸、県のレッドデータブックで準絶滅危惧種に指定されているハマボウが群生する小丸川河口などの貴重な動植物の生息・生育環境があります。

.....  
\* 温室効果ガス：高鍋町地球温暖化防止対策実行計画では、二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)の6物質を対象としています。

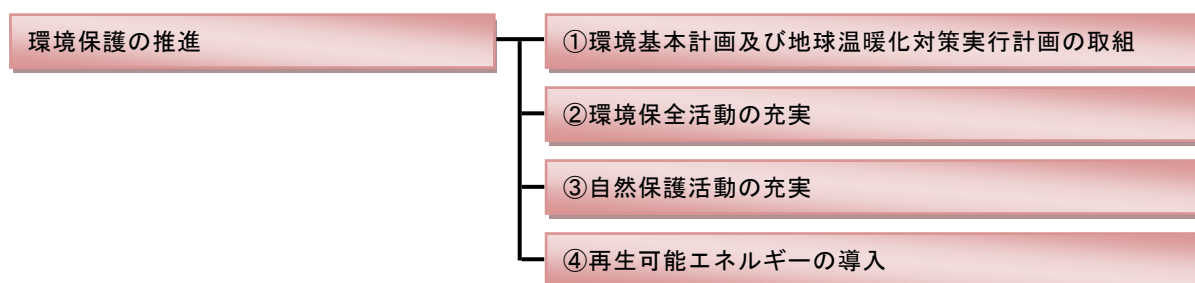


しかし、個体数が減少しているものや特定外来生物が確認されているところもあり、貴重な動植物の保護、生息・生育環境を保全していく取り組みを進めていく必要があります。

このような環境保全の取り組みを進めていくうえで、環境行政に関する総合的かつ計画的な環境保全への取組方針を定めた「高鍋町環境基本計画」を平成 25 年 3 月に策定しました。この計画では、「人と自然とが共生する地球に優しいまち」を望ましい環境像として定め、ごみの減量化や水質・景観の保全、地球温暖化対策、環境教育の推進など総合的に取り組むこととしています。

しかし、これら環境施策全般を効率的に推進する体制が確立していないため、早急に推進体制を構築していく必要があります。

## 【体系図】



## 【施策の方向】

### ①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取組

#### ◆町が取り組むこと

- 本町の環境保全に対する総合的な指針となる「高鍋町環境基本計画」を推進できる体制づくりを進めます。
- 「高鍋町環境基本計画」の周知を図ります。
- 「第2次高鍋町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の削減に取り組めます。
- 環境問題に関する情報を収集・整理し、わかりやすい情報提供を行います。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 「高鍋町環境基本計画」を理解し、身近なところから環境保全に取り組めます。
- 地球温暖化などの環境問題に対する認識を深め、日常生活の中で可能な取り組みを実践します。

## ②環境保全活動の充実

### ◆町が取り組むこと

- 保育園・幼稚園・小中学校における環境教育を推進します。
- こどもエコクラブを推進し、子どもたちの自主的な環境学習活動を支援します。
- 環境に関する出前講座を充実させ、環境学習の機会を提供します。
- 広報紙や町ホームページなどの様々な媒体を用いて環境情報を提供します。
- 町民や事業者、NPO団体等と連携し、環境フォーラムなどのイベントの開催や環境保全への啓発に努めます。
- 町民や事業者、NPO団体等の自主的な環境保全活動を積極的に支援します。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域の身近な環境問題に関する勉強会など、環境学習に積極的に参加します。
- 出前講座や環境保全アドバイザー制度などを活用し、環境への理解を深め、環境問題について学びます。
- 環境フォーラムなどのイベントや環境保全活動に参加するよう努めます。

## ③自然保護活動の充実

### ◆町が取り組むこと

- 学校や地域の活動における自然環境教育・学習の充実に努めます。
- 国や県と一体となって、貴重な動植物の生息・生育地を保護し、自然とふれあうことができる場の整備を進めます。
- 県指定天然記念物であるアカウミガメをはじめ、県のレッドデータブックに記載されているような、希少な動植物の保護・調査に努めます。
- 高鍋湿原やアカウミガメの保護活動に携わる人材育成を推進します。
- 海岸漂着物を関係機関と連携して処理し、海岸における自然環境を保全します。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 生態系や野生動物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の生物を大切にします。
- ペット（外来種）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動物の放出を行わないなど、在来生物へ配慮します。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動へ積極的に参加します。

## ④再生可能エネルギーの導入

### ◆町が取り組むこと

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する情報提供を行います。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

●太陽光発電設備や太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入を検討します。

## 2-2 生活を支える基盤が整っているまち

### (1) 適正な土地利用の推進

#### 【現状と課題】

本町は、宮崎県のほぼ中央部海岸線沿いに位置し、東西 10km、南北 6km、総面積 43.92km<sup>2</sup>と県内で最も面積の小さな自治体ですが、町土の約 7 割は農用地や宅地及び学校や公園などの公用・公共用施設用地となっています。

町土の利用にあたっては、平成 23 年 3 月に策定された「第四次国土利用計画（高鍋町計画）」に基づき、人々の生活や社会活動を支える重要な基盤である土地を限りある貴重な財産として適切に管理し、無秩序な開発を防止するとともに、自然環境の保全や歴史的・文化的遺産の保護、防災等に配慮して、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

市街地は、これまで土地区画整理事業による計画的な住宅地の形成を進めてきましたが、同時に道路環境の整備やモータリゼーションの進展に伴う大型小売店の出店なども相次ぎ、商業地域の拡散化が進んでいます。中心商店街の活性化と併せ良好な居住環境が形成されるよう、まちづくりや景観と連携した土地の有効な利活用を図る必要があります。

また、町内の市街地の大部分が地籍調査（国土調査）未了であり、適切な土地利用行政を推進する観点からも、早急に地籍調査を行う必要があります。

農用地は、農業生産の基盤としての役割を持つ一方、町土保全や環境保全など多面的・公益的な役割も持っています。これまで、土地改良事業の推進により優良農地の確保を図るとともに、遊休農地の解消や有効利用に努めてきましたが、離農や高齢化に伴う農業従事者の減少により、遊休農地の増大が懸念されているところです。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」に基づき無秩序な農地転用がされないよう適正に審査を行っていますが、現在の「農業振興地域整備計画」は平成 13 年 9 月に策定以降、一度も見直しを行っておらず、高速道路整備に伴う現況との乖離や平成 22 年 12 月の宮崎県の基本方針見直しに伴い早急な農業振興地域整備計画の見直しが必要となっています。

森林は、台地と低地の間の急傾斜地に多いこと、また、海岸沿いに松林が長く展開し、町民にとってレクリエーションの場となっていることなどから、町土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、保健休養などの公益的な機能が大きく、引き続き森林資源の充実と公益的機能の高度発揮・拡充を図る必要があります。

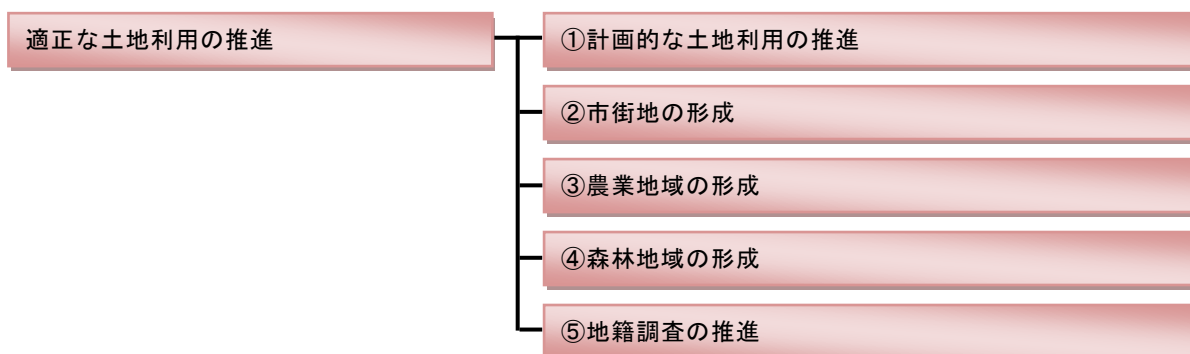
◆町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%、倍)

区分	基準年次 平成 20 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年	構成比			倍率	
				平成 20 年	平成 27 年	平成 32 年	27 年 /20 年	32 年 /20 年
農用地	1,507	1,464	1,449	34.3	33.3	33.0	0.97	0.96
農地	1,507	1,464	1,449	34.3	33.3	33.0	0.97	0.96
採草放牧地	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00
森林	847	841	841	19.3	19.1	19.1	0.99	0.99
原野	3	0	0	0.1	0.0	0.0	0.00	0.00
水面・河川・水路	413	416	418	9.4	9.5	9.5	1.01	1.01
道路	242	282	290	5.5	6.4	6.6	1.17	1.20
宅地	597	648	684	13.6	14.8	15.6	1.09	1.15
住宅地	335	355	368	7.6	8.1	8.4	1.06	1.10
工業用地	27	27	29	0.6	0.6	0.7	1.00	1.07
その他の宅地	235	266	287	5.4	6.1	6.5	1.13	1.22
その他	783	741	710	17.8	16.9	16.2	0.95	0.91
合計	4,392	4,392	4,392	100.0	100.0	100.0	1.00	1.00
市街地(DID 地区)	352	360	360	8.0	8.2	8.2	1.02	1.02

《資料：平成 23 年 3 月 第四次国土利用計画（高鍋町計画）》

【体系図】



【施策の方向】

①計画的な土地利用の推進

◆町が取り組むこと

- 町土の保全と秩序ある整備が図られるよう、土地利用関連法の適正運用を進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 土地利用の規制・誘導についての理解を深めます。

## ②市街地の形成

### ◆町が取り組むこと

- 景観条例の適正な運用により、無秩序な建造物の抑制を図ります。
- 人口動態や産業の集積、交通体系等の地域や社会の情勢に適応した市街地の整備に取り組みます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 開発等を行う際は、関係法令を遵守するとともに周辺住民に十分な説明を行い、合意形成に努めます。

## ③農業地域の形成

### ◆町が取り組むこと

- 農地の保全と遊休農地解消のため農業委員等による現地調査を実施し、適正な利用を推進します。
- 「農業振興地域整備計画」の見直しを行い、農地の保全と効率的な利用促進を図ります。
- 優良農地を維持・保全するため、国・県と連携し後継者確保対策に取り組みます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 農地を無断で転用しません。
- 農地の農業以外への利用や開発行為に関する規制・誘導についての理解を深め、農地の適正な利用に努めます。

## ④森林地域の形成

### ◆町が取り組むこと

- 「森林地域整備計画」の見直しを随時行いながら適正な森林管理に努めます。
- 松食い虫の被害防止策等による潮害防備保安林の適切な管理に努めます。
- 景観に悪影響を及ぼす枯れ松の伐倒駆除を計画的に行います。
- 町有林等の適切な管理に努めます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 森林機能の理解を深め、民有林の保全管理に努めます。

## ⑤地籍調査の推進

### ◆町が取り組むこと

- 地籍調査（国土調査）未着手地域の調査に順次着手していきます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 地籍調査の実施に伴う境界立会や確認等に協力します。

## (2) 住みよい住環境の整備

### 【現状と課題】

平成 22 年国勢調査による本町の住宅数は 8,582 戸であり、その割合は持ち家が 63.6%、公営・都市機構・公社の借家が 6.8%、民営の借家が 26.8%、給与住宅が 1.7%、間借りが 1.1%となっています。

その内 65 歳以上の親族がいる一般世帯では、持ち家や民営の借家に住んでいる世帯が約 9 割以上を占めています。また、本町の高齢化率は平成 22 年で 25.3%と全国平均の 23%に比べて高く、高齢化の急速な進展も見込まれる中、持ち家のみならず借家におけるバリアフリー化の促進など高齢者への配慮も求められています。

さらに、障がい者（児）、子どもなどにも配慮し、すべての人が快適に暮らせる環境づくりを進める必要があります。

また、少子高齢化による空き家の増加が予想されることから、これらの対策を総合的に検討するとともに、若年層やU J I ターン<sup>(\*)</sup>者などの定住促進に向けた取り組みを進める必要もあります。

一方、今後予想される南海トラフ巨大地震から町民の生命・財産を守るため住宅の耐震化なども推進していく必要があります。

公営住宅については、平成 25 年 4 月 1 日現在で県営住宅が 5 団地 128 戸、町営住宅が 8 団地 506 戸、合計 634 戸が整備されています。

町営住宅は、昭和 40 年から 50 年代に建てられたものが多く、居住水準が低い住宅も見られ、建て替えや住居改善などの対策が必要となっています。

このような状況を踏まえ今後とも、高齢化に備えた住宅など良好な居住環境づくりに努める必要があります。

#### ◆住宅に住む一般世帯の住宅の所有の関係別割合

(単位：%)

	持ち家	公営・都市機構 ・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り
高鍋町	63.6	6.8	26.8	1.7	1.1
県 計	66.0	6.6	24.1	2.2	1.1

《資料：平成 22 年国勢調査 宮崎県の概要》

#### ◆65 歳以上の親族のいる一般世帯の住宅の所有の関係別割合

(単位：%)

	65 歳以上親族のいる一般世帯		高齢夫婦世帯		高齢単身世帯	
	持ち家	民営の借家	持ち家	民営の借家	持ち家	民営の借家
高鍋町	87.6	6.3	91.9	4.3	77.2	10.0
県 計	87.6	7.2	92.7	3.8	77.1	13.2

《資料：平成 22 年国勢調査 宮崎県の概要》

\*U ターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。

J ターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

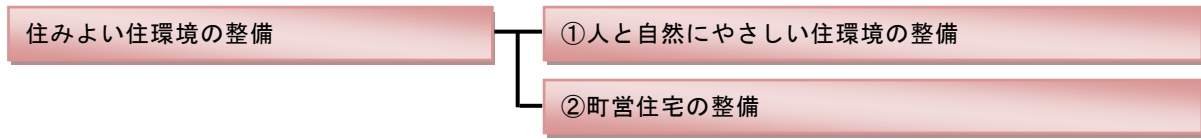
I ターン現象：出身地以外の地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

◆町営住宅の状況

団地名	建設年	構造	棟数	戸数
持田団地	昭和 54 年	中層耐火 3 階建	2	24
	平成 18 年	中層耐火 5 階建	1	39
	平成 20 年	中層耐火 3 階建	1	18
		低層耐火 2 階建	3	15
	平成 21 年	低層耐火 2 階建	4	20
		木造平屋	4	8
計			15	124
堀の内団地	昭和 43 年	簡易耐火平屋建	5	22
	昭和 47 年		4	16
	昭和 48 年		7	20
	計			16
正ヶ井手団地	昭和 44 年	簡易耐火平屋建	3	12
	昭和 45 年		5	20
	昭和 46 年		6	16
	計			14
水除団地	昭和 49 年	簡易耐火平屋建	4	18
	昭和 50 年		4	12
	計			8
石原団地	昭和 55 年	中層耐火 4 階建	1	16
	計			1
舞鶴団地	昭和 56 年	中層耐火 4 階建	1	16
	昭和 57 年		2	32
	昭和 58 年		2	40
	昭和 59 年		2	48
	昭和 60 年	中層耐火 3 階建	2	18
	計			9
川田団地	昭和 61 年	木造 2 階建	4	4
	計			4
小丸団地	昭和 61 年	中層耐火 4 階建 (一部 3 階建)	1	16
	昭和 62 年		1	16
	昭和 63 年		2	26
	平成元年		1	14
	計			5
合	計		72	506

《資料：建設管理課調（平成 25 年 4 月 1 日現在）》

## 【体系図】



## 【施策の方向】

### ①人と自然にやさしい住環境の整備

#### ◆町が取り組むこと

- 介護保険制度等を活用した床段差解消や手すり設置等の住宅改修を推進します。
- 安心・安全な木造住宅の整備を図るため、耐震診断及び耐震改修工事による耐震化を促進します。
- UJIターン者の定住促進を図るため、良好な住宅の情報提供などの取り組みを推進します。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 住宅やアパートなどの耐震診断及び耐震改修工事に努めます。
- 借り主などを考慮し、バリアフリー化などの改修に努めます。

### ②町営住宅の整備

#### ◆町が取り組むこと

- 「高鍋町公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の段差解消、手すりの設置等を年次的に実施します。
- 老朽化の著しい住宅の建て替えや用途廃止等については、財政状況や住宅事情などを踏まえ総合的に検討していきます。
- 多様な世帯に対応した町営住宅の整備・維持管理に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 住んでいる団地を安全に自らでできる範囲において維持管理していき、地域住民と協力しながら、魅力ある地域づくりに努めます。

## (3) 上水道の安定供給

### 【現状と課題】

上水道は、町民の健康で文化的な日常生活の維持やあらゆる産業活動にとって必要不可欠な基幹施設であり、常に清浄な水を安定的に供給する使命があります。

本町の上水道は、高鍋町水道事業と一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団（以下「企業団」という。）があり、行政人口に対する平成24年度の給水割合は高鍋町水道事業が88.9%、企業団が8.0%となっています。



上水道事業においては、給水開始から高鍋町水道事業が約 45 年、企業団が約 25 年経過し施設の老朽化がみられることから、浄水場や配水池、配水管などの基幹施設の更新・改良を計画的に実施していく必要があります。

また、南海トラフ巨大地震を想定した施設の耐震化など危機管理面の迅速な強化が求められています。

今後は、施設の老朽化に伴う更新・改良を推進し、さらには危機管理に対応した安全・安心な水を安定して供給できる、より効率的な事業運営が求められています。

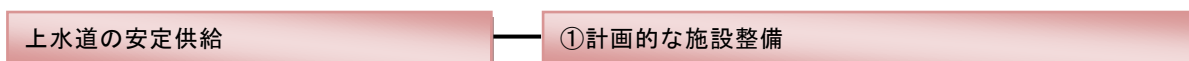
#### ◆上水道の整備状況

(単位：人、%)

区分	計画給水人口	給水人口	普及率
高鍋町水道事業	21,000	18,947	90.2
一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	2,150	1,706	79.3

《資料：上下水道課調（平成 25 年 3 月 31 日現在）》

### 【体系図】



### 【施策の方向】

#### ①計画的な施設整備

##### ◆町が取り組むこと

- 安全・安心で安定した水の供給を永続的に行っていくため、良質な水資源の確保、施設の更新・耐震化など計画的な施設整備を推進していきます。
- 節水意識の高まりや少子高齢化等による使用水量の減少で増収は見込めない状況の中で、徹底した経費節減に努めるとともに、効果的・効率的な事業運営を図ります。

##### ◆町民・事業者等としてできること

- 水資源の重要性を理解し節水を心がけます。
- 漏水などの情報を提供します。

### (4) 下水道の整備

#### 【現状と課題】

公共下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設は、居住環境の向上と公共用水域の水質の保全に必要不可欠な役割を担っています。

本町の公共下水道事業は、D I D 地区（人口集中地区）を中心とした 233ha の事業認可を受け整備を行っており、認可区域内の整備率は、平成 24 年度末で 88.1%、水洗化率は 76.9%という状況です。

合併処理浄化槽は、平成 5 年度から公共下水道事業認可区域を除く地域に対し、設置費用の一部を補助する制度を設け、整備促進を図っています。

しかしながら、本町の生活排水人口普及率は、平成 24 年度末で 48.9%であり、全国平均の 88.1%、県平均の 80.3%を大きく下回っている状況にあります。

公共用水域の水質保全などを図るため、認可区域内の普及促進及び合併処理浄化槽設置を推進するとともに、水洗化に対する町民意識の啓発に取り組む必要があります。

◆生活排水処理の状況

(単位：人、%)

種 類	供用区域内人口	水洗化人口	処理率
公共下水道	7,226	5,470	25.7
合併処理浄化槽	14,080	4,950	23.2
計	21,306	10,420	48.9

注 1) 処理率は、水洗化人口を住民基本台帳人口 21,306 人で除した数値。

注 2) 水洗化人口には、単独処理浄化槽は含まない。

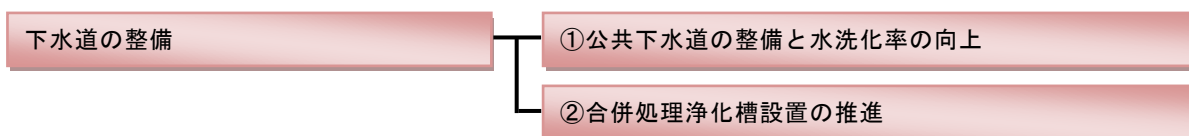
《資料：上下水道課調（平成 25 年 3 月 31 日現在）》

◆公共下水道の整備状況

	単位	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
認可区域面積	ha	233	233	233	233	233
区域内人口	人	7,093	6,965	7,308	7,229	7,226
整備面積	ha	183.1	191.1	197.8	201.7	205.3
整備率	%	78.6	82.0	84.9	86.5	88.1
接続率	%	68.8	69.8	71.2	76.2	76.9

《資料：上下水道課調（各年度 3 月 31 日現在）》

【体系図】



## 【施策の方向】

### ① 公共下水道の整備と水洗化率の向上

#### ◆ 町が取り組むこと

- 公共下水道については、居住環境の向上と公共用水域の水質保全を目指して今後も普及促進を図り、接続率の向上に向けた取り組みを進めます。
- 効率的な生活排水処理を実現するため、公共下水道事業全体計画の見直しを行います。
- 公共下水道事業計画区域内においては、計画的な雨水排水対策に努めます。

#### ◆ 町民・事業者等としてできること

- 処理施設の破損状況について情報を提供します。
- 環境に配慮した排水を心がけます。

### ② 合併処理浄化槽設置の推進

#### ◆ 町が取り組むこと

- 公共下水道認可区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し公共用水域の水質保全を図ります。

#### ◆ 町民・事業者等としてできること

- 公共下水道認可区域外の世帯は、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽設置世帯は、浄化槽法で定められている浄化槽の維持管理に努めます。

## (5) 道路環境の整備

### 【現状と課題】

道路は、生活、産業、観光を支える社会基盤として、また、災害発生時には避難路や緊急輸送路として、人々の暮らしを支える重要な役割を果たしています。

特に、高速道路は、地域の高速交通の要として産業の活性化や交流の促進など大きな経済効果が期待できるとともに、災害時の避難路や救援物資等の輸送道路としての役割が期待されています。

北九州市を起点とし、大分・宮崎・鹿児島各県を結び鹿児島市に至る東九州自動車道は、県や地元関係者の積極的な要望・協力等により順調に整備が進められ、平成22年には高鍋ICが供用を開始し、平成26年度には宮崎市から北九州市まで繋がる予定となっています。今後は、九州横断自動車道延岡線の早期開通も併せて、建設スピードを緩めることなく、早期実現に向けた取り組みを推進していくことが必要となっています。

また、本町を南北に貫く国道 10 号も物流・産業・生活基盤・防災安全上欠かせない広域幹線道路であり、改良率、舗装率とも 100%となっていますが、朝夕の通勤時間帯等は慢性的な交通渋滞を引き起こしており、その早期解消が強く求められています。

これらの広域交通網の整備により、今後は都市間・地域間の交流が盛んになることが予想される中、広域交通網を補完する県道や町道などの地域交通網の整備は、より重要性を増すとともに、道路整備に関するニーズは、高齢化の進行、防災や環境問題等への意識の向上により複雑・多様化することが考えられます。

現在、町が管理している道路は、一級町道が 17 路線、二級町道が 22 路線、その他の町道が 656 路線あり、改良率は 55.4%、舗装率は 94.9%ですが、これらの道路の多くは老朽化が進んでいることや道路拡幅等の地区要望が多数あることから、今後は維持管理費用や整備費用の増大が見込まれています。

しかしながら、厳しい財政状況の中では、すべての要望に応えることが困難なため、必要性や緊急性など優先度を勘案し、より一層のコスト縮減や平準化を図りながら、防災にも配慮した地域交通網の整備を計画的に推進していくことが求められています。

また、良好な道路環境を維持していくことは、子どもの安全・安心などの交通安全対策や住民の生活環境にも影響を与えることから、関係機関や地域住民との連携を図りながら取り組みを進める必要があります。

◆国道及び県道の整備状況

(単位：m、%)

路線名		実延長	改良済		舗装済	
			延長	率	延長	率
一般国道	国道 10 号	10,360.0	10,360.0	100.0	10,360.0	100.0
	計	10,360.0	10,360.0	100.0	10,360.0	100.0
主要地方道	高鍋高岡線	6,183.9	6,183.9	100.0	6,183.9	100.0
	宮崎高鍋線	3,481.6	3,481.6	100.0	3,481.6	100.0
	石河内高城高鍋線	6,224.6	6,224.6	100.0	6,224.6	100.0
	計	15,890.1	15,890.1	100.0	15,890.1	100.0
一般県道	木城高鍋線	5,853.1	5,853.1	100.0	5,853.1	100.0
	日置南高鍋線	2,286.1	2,286.1	100.0	2,286.1	100.0
	高鍋停車場線	1,241.7	1,241.7	100.0	1,241.7	100.0
	杉安高鍋線	7,398.5	5,570.7	75.3	7,398.5	100.0
	木城西都線	810.5	697.1	86.0	810.5	100.0
	高鍋美々津線	2,477.6	2,477.6	100.0	2,477.6	100.0
	高鍋インター線	507.0	507.0	100.0	507.0	100.0
	計	20,574.5	18,633.3	90.6	20,574.5	100.0
合	計	46,824.6	44,883.4	100.0	46,824.6	100.0

注) 改良済延長は幅員 5.5m未満、舗装延長は簡易舗装を含んでいます。

《資料：建設管理課調（平成 25 年 3 月 31 日現在）》

◆町道の整備状況

(単位：m、%)

項目	実延長	改良済		舗装済	
		延長	率	延長	率
一級町道	24,940.1	23,186.5	93.0	24,940.1	100.0
二級町道	23,245.7	15,660.1	67.4	22,842.4	98.3
その他の町道	230,601.3	115,509.5	50.1	216,654.2	94.0
合計	278,787.1	154,356.1	55.4	264,436.7	94.9

注) 改良済延長は幅員 5.5m未満、舗装延長は簡易舗装を含んでいます。

《資料：高鍋町 道路台帳（平成 25 年 3 月 31 日現在）》

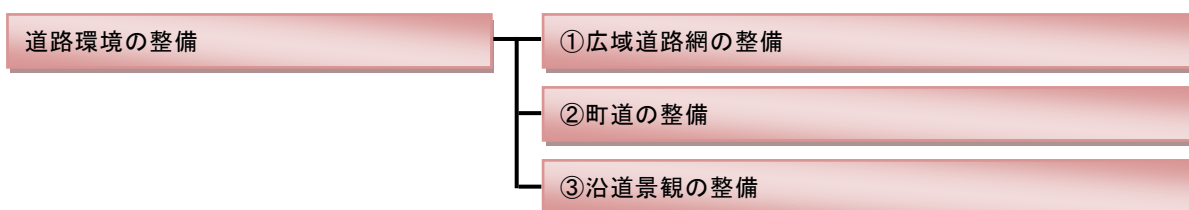
◆橋梁の状況

(単位：本、m)

区分	橋数	橋長
永久橋	120	1,268.2
木橋	1	10.6
計	121	1,278.8

《資料：高鍋町 道路台帳（平成 25 年 3 月 31 日現在）》

【体系図】



【施策の方向】

①広域道路網の整備

◆町が取り組むこと

- 東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の早期開通を目指し、各種要望活動等に積極的に参加します。
- 国道 10 号の渋滞緩和のための措置を要望していきます。
- 竹鳩橋の永久橋架け替えに伴う財政支援を強く国に要望していきます。
- 主要地方道・県道の歩道の設置等を引き続き要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民が一体となって要望事項が実現されるよう整備促進のための運動を推進します。

## ②町道の整備

### ◆町が取り組むこと

- 各地区等から寄せられる要望等について優先度を考慮した計画的な整備を推進します。
- 安全で快適な道路整備、維持管理に努めます。
- 国や県の補助事業の積極的な活用を図ります。
- 交通安全対策として、交通事故多発地点の解消や見通しの悪い交差点の改良、歩道の整備促進及びバリアフリー化を推進し、道路環境の改善に努めます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 道路整備に理解を深め、町道整備事業に協力します。
- 道路等の損傷箇所等情報を速やかに連絡します。

## ③沿道景観の整備

### ◆町が取り組むこと

- 町民との協働による道路環境美化に引き続き取り組み、新たに協働する地域の拡大を図ります。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 行政と一体となって道路環境美化に努めます。

## (6) 公共交通の充実

### 【現状と課題】

本町の公共交通体系は、JR日豊本線、路線バス、タクシー及び町内巡回バスによって構成されています。

鉄道は、JR日豊本線が町の東部を南北に縦断し、町内唯一の駅である高鍋駅は、県内でも7番目に多い1日約2,200人の乗降客数があり、主に通勤通学の交通手段として利用されていますが、特急列車をはじめすべての列車が停車することから、本町だけでなく児湯地域における観光交流の玄関口としても位置付けられているところです。

また、高鍋駅に併設される高鍋駅前自動車等駐車場も主に通勤通学者に利用されていますが、施設の老朽化や駐車場定期使用者の駐車スペース確保による休日時利用の不便さなど課題も多いことから、今後は管理の方法や駐車場の拡張など単なる施設面の整備だけでなく、パーク&ライド<sup>(\*)</sup>など公共交通利用促進の観点からも総合的に検討していく必要があります。

---

\*パーク&ライド：自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関に乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策だけでなく大気汚染や地球温暖化の原因となる排気ガスの発生を抑制することができることから環境面でも大きな効果が期待されている。

路線バスは民間交通事業者により 16 系統が運行されており、鉄道とともに町内又は町外との移動手段として重要な役目を担っています。しかしながら、日常の交通手段としては自家用車への依存度が高いことや少子化の進行による通学利用者の減少、生活スタイルの多様化などにより利用者数の減少傾向が続いています。

平成 13 年に運行を開始した町内巡回バスは、町内 4 地点から高鍋バスセンター及び町役場を經由して美食温泉めいりんの湯までを結ぶ 4 系統の経路を週 2 日、1 日 1 往復運行しています。町内巡回バスについても、平成 20 年度をピークに年々利用者が減少しており、抜本的な見直しが求められています。

今後は、高齢化の進行によって増加する交通弱者の日常生活における移動手段の確保や公共交通不便地域の解消、地域の活性化、環境負荷の軽減、交通事故防止など、様々な観点から公共交通の役割が高まっていくと予想されます。そのため、的確な町民ニーズ等の把握を行うとともに、交通機関の利用実態等を踏まえて、効率的で持続可能な公共交通体系を構築し、利便性の向上と利用の促進に向けた取り組みが必要となります。

#### ◆ J R 日豊本線の運行概要

高鍋駅		上り（延岡・佐伯方面）	下り（宮崎・都城方面）
運行本数	平日	36 本	38 本
	休日	36 本	38 本

《資料：J R 九州旅客鉄道HP》

#### ◆ 廃止路線代替バスの運行状況

運行系統			運行路線 キロ (km)	運行回数 (回)	運行開始 年月日	平均乗車 密度(人)	欠損額(円)	
起点	経過地	終点					高鍋町分	
高鍋	三納代	西都	21.9	8.0	H12.10.1	1.5	16,409,441	5,244,457
高鍋駅	高鍋・一丁田 めいりんの湯	西都	17.0	3.0	H13.5.1	1.5	8,303,359	4,395,798
高鍋駅	高鍋・一丁田	西都	16.6	2.0	H7.10.1	1.7	4,695,046	2,432,503
西都	茶臼原	高鍋駅	21.4	3.0	H6.10.1	1.6	10,092,709	4,621,451
合 計							39,500,555	16,694,209

《資料：政策推進課調（平成 25 年度実績）》

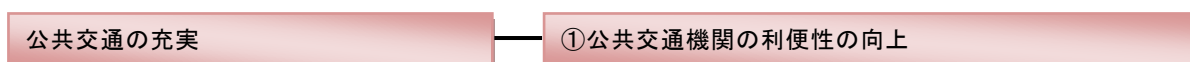
◆町内巡回バスの運行状況

(単位：人)

運行系統（コース）		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	年平均
①コース 竹鳩～温泉	往路	1,883	1,706	1,351	1,677	1,596	1,642.6
	復路	1,850	1,608	1,336	1,582	1,484	1,572.0
	計	3,733	3,314	2,687	3,259	3,080	3,214.6
②コース 老瀬～温泉	往路	1,323	1,072	877	1,026	813	1,022.2
	復路	1,365	1,157	862	1,083	903	1,074.0
	計	2,688	2,229	1,739	2,109	1,716	2,096.2
③コース 蚊口浜～温泉	往路	1,677	1,750	892	1,092	825	1,247.2
	復路	1,595	1,647	899	1,234	906	1,256.2
	計	3,272	3,397	1,791	2,326	1,731	2,503.4
④コース 堀の内～温泉	往路	1,006	879	715	1,160	1,131	978.2
	復路	1,103	1,013	680	1,017	1,023	967.2
	計	2,109	1,892	1,395	2,177	2,154	1,945.4
合 計	往路	5,889	5,407	3,835	4,955	4,365	4,890.2
	復路	5,913	5,425	3,777	4,916	4,316	4,869.4
	計	11,802	10,832	7,612	9,871	8,681	9,759.6

《資料：政策推進課調》

【体系図】



【施策の方向】

①公共交通機関の利便性の向上

◆町が取り組むこと

- 地域特性や町民ニーズに即した公共交通の活性化に取り組みます。
- 「地域公共交通総合連携計画」に基づき、効率的で持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。
- 各交通事業者と連携を図り、利用促進に努めます。
- 高鍋駅前自動車等駐車場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公共交通維持や環境負荷軽減などのため公共交通機関の利用機会を増やします。
- 事業者は、利用者ニーズの把握と利便性の向上に努めるとともに自発的な利用拡大に努めます。



## (7) 高度情報化社会への対応

### 【現状と課題】

近年、新たに展開されるインターネットサービスや携帯電話に用いられる情報通信技術は、現在も急速な発展を続けており、情報通信網の整備やブロードバンド<sup>(\*1)</sup>に合わせて、町民生活や経済活動に広く浸透し、より便利な生活環境を提供するなど、社会経済に大きな変革をもたらしています。

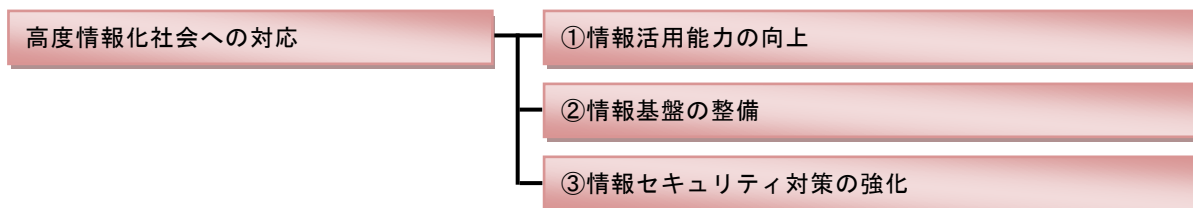
町内においても、光回線やADSL回線などのブロードバンド環境がほぼ全域を網羅するとともに、平成25年度からは一部地域において、ケーブルテレビ<sup>(\*2)</sup>の放送が開始され、テレビ放送の多チャンネル化が図られるなど情報通信基盤は充実しています。

このような高度情報化に伴い、誰もが必要な情報を必要なときに入手できるようになりましたが、情報の適切な活用や情報化に関する知識など情報モラルの向上も望まれており、学校や家庭での取り組みが重要となっています。

行政分野においても、これまで窓口サービスや事務の迅速化・効率化のため、行政情報システムの基盤整備を図ってきましたが、その運用経費や法改正などによるシステム構築に係る経費が課題となっているため、安価で効率的な新たな情報基盤の整備が求められています。また、保健、医療、福祉など町民に利便性の高いサービスの展開や情報発信の充実が今後期待される状況にあることから、誰もが、情報化による利便性向上やわかりやすさ、使いやすさを実感できる環境づくりを進めていく必要があります。

一方、東日本大震災では、行政が保有する様々な情報が紛失・流失したことから、情報を安全に保管できるような防災対策や、高度な情報ネットワーク社会においては個人情報保護や情報資産の外部脅威からの防御も重要な課題となるため、引き続き、情報セキュリティ対策を講じていく必要があります。

### 【体系図】



\*1 ブロードバンド：高速・大容量のデータ通信が可能な回線。

\*2 ケーブルテレビ：同軸ケーブルや光ケーブルを用いて行われる有線放送のこと。近年では、有線放送だけでなく、インターネット接続サービスや電話サービスなども行われている。

## 【施策の方向】

### ①情報活用能力の向上

#### ◆町が取り組むこと

- 職員研修などを通じて、様々な情報を取得・活用できる職員の育成に努めます。
- 小中学校のICT授業において、情報活用能力の育成を図ります。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 個人情報保護やセキュリティ対策など、情報ネットワーク利用におけるマナーを守ります。
- 子どもが、携帯電話やインターネットなどを正しく利用できるよう指導していきます。

### ②情報基盤の整備

#### ◆町が取り組むこと

- さらなる行政情報システムの構築を進め、行政事務の効率化を図ります。
- 町民・事業者が必要なときに情報を入手でき、行政サービスを受けられる情報環境の整備に努めます。特に、高齢者や障がい者（児）、子どもたちが理解しやすい情報伝達手段を検討します。
- 自治体クラウド<sup>(\*)</sup>導入の検討を行います。

### ③情報セキュリティ対策の強化

#### ◆町が取り組むこと

- 情報通信部門における業務継続計画（BCP）を策定します。
- 保有する情報の定期的な外部バックアップを行います。
- 最新の情報技術に対応したセキュリティ対策を施し、個人情報保護・情報資産の外部脅威からの防御に努めます。

---

\*自治体クラウド：自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自らの庁舎内で保有・管理するのではなく、庁外のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用する形態のこと。

## 2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

### (1) 危機管理体制の整備

#### 【現状と課題】

近年、国内外において多数の死者を伴う大規模な災害や国際テロが頻発しています。また、豚インフルエンザや鳥インフルエンザなどから変異する新型インフルエンザなど、感染力の強い新たな感染症が発生し、住民の暮らしを脅かしています。

行政における危機管理は、住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急事態への対処及び事態発生防止を対象とするだけでなく、住民に対する各種のサービスに支障を来す事態や住民の信頼を損なう事態も対象としています。そのため、地方自治体には防災や国民保護などの事務をはじめとする的確な危機管理体制が求められており、総合的な危機管理体制の充実強化が喫緊の課題となっています。

本町においては、平成19年3月に「高鍋町国民保護計画」の策定、平成24年5月に「高鍋町地域防災計画」を改定し、予防、応急、復旧及びその他必要な対策の基本を定め、関係機関と連携した危機管理体制の整備に努めています。

今後とも、町職員をはじめ地域住民の危機管理意識の高揚を図り、あらゆる事案の未然防止に努めていく必要があります。

#### 【体系図】

危機管理体制の整備

①危機管理体制の整備

#### 【施策の方向】

##### ①危機管理体制の整備

###### ◆町が取り組むこと

- 「高鍋町地域防災計画」や「高鍋町国民保護計画」に基づく危機管理体制の整備に努めます。
- 関係機関との連携強化を図り、危機管理体制の充実・強化を図ります。
- 防災行政無線を更新し、情報伝達体制の強化を図ります。
- 全国瞬時警報システムの防災行政無線への接続を行います。
- 防災対策や感染症予防対策などの情報提供に努めます。
- 業務継続計画（BCP）を策定します。

◆町民・事業者等としてできること

- 防災意識や危機管理意識の向上に努めます。
- 国民保護のための措置の実施に協力します。
- 町及び関係機関が実施する危機管理体制の整備・強化に協力します。
- 地域を含め、自主的な危機管理対策に取り組みます。

## (2) 防災体制の整備

### 【現状と課題】

大規模な津波による被害をもたらした東日本大震災をはじめ、台風や局地的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害等、近年の自然災害は人的・物的両面にその被害が甚大化してきています。

本町は、台風が頻繁に接近することや、日向灘に面していることから南海・東南海・日向灘沖地震及びその地震に伴う大津波など、大規模な自然現象の発生による災害が危惧されています。

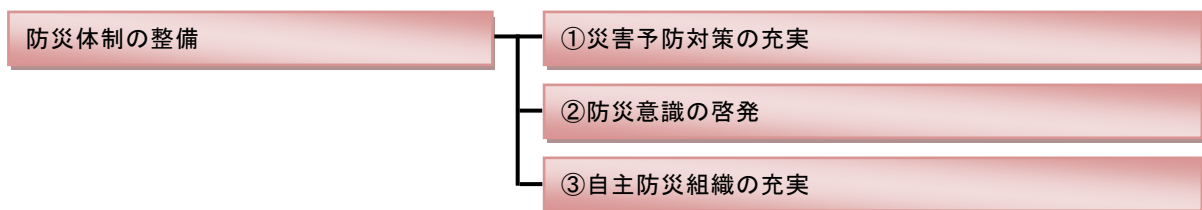
加えて、なお一層進行する高齢化や核家族化に伴い、災害時の要援護者が増加し、それらの人々を支える支援者が不足している状況にあります。

このような中、災害時の被害を最小限に抑えるため、防災訓練や避難訓練、自主防災組織への支援、非常食や毛布などの備蓄品整備などの防災対策を行ってきました。

災害は、いつ発生するかわかりません。今後も、防災訓練や出前講座を通じた防災意識の高揚を図るとともに、地域が一体となった防災活動への取り組みなどにより、常日頃から防災に関する意識を高めていくことが求められています。

また、災害発生時に迅速・的確な対応を行うための関係機関との連携強化も重要となっています。

### 【体系図】



## 【施策の方向】

### ①災害予防対策の充実

#### ◆町が取り組むこと

- 災害時要援護者の把握と避難支援プランの適正な運用を図ります。
- 防災情報配信システムを更新し加入促進を図るとともに、適正な運用に努めます。
- 南海トラフ巨大地震等に備え、「高鍋町地域防災計画」を見直します。
- 津波避難ビルの指定など、避難対策を推進します。
- 食糧、飲料水、その他非常用備蓄品の整備を図ります。
- 避難所となる施設や防災拠点施設の耐震化を図ります。
- 避難路の指定や避難路の整備を図ります。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 災害時要援護者避難支援プランに基づく個別計画に協力します。
- 防災情報配信システムに積極的に加入します。
- 事業者は、津波避難ビルの指定に協力します。
- 非常持ち出し品の準備に努めます。

### ②防災意識の啓発

#### ◆町が取り組むこと

- 津波避難訓練や総合防災訓練を定期的実施し、初動体制や情報伝達体制などの確立を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 津波ハザードマップ、洪水ハザードマップを作成し、災害時における避難の必要性を認識させます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 津波避難等の防災訓練に積極的に参加します。
- 各種ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高めます。

### ③自主防災組織の充実

#### ◆町が取り組むこと

- 地域の防災リーダーとしての役割が期待される防災士の養成を図るとともに、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- 防災に関する出前講座や研修などを通して、地域における自主防災意識の啓発を図ります。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域の防災リーダーとなるため、防災士の資格取得に努めます。
- 地域にあった防災訓練や研修会の定期的な実施に努めます。
- 災害発生時における高齢者や障がい者（児）等の支援に協力します。
- 情報伝達体制の整備に努めます。

### （３）治水対策・土砂災害防止対策の推進

#### 【現状と課題】

本町は、小丸川の沖積により形成された低地部とそれを取り囲む平坦な台地からなっており、一級河川小丸川水系の小丸川、宮田川などの 5 河川及び単独河川が日向灘に注いでいます。

近年、全国でも台風や梅雨前線、局所的な集中豪雨等により甚大な土砂災害、浸水被害が発生していますが、本町においても宅地化の進展や営農形態の変化により、集中豪雨の際は、道路冠水や宅地への浸水など水害発生の危険性が高く、町民生活が脅かされている状況にあります。特に、低地部に位置する市街地は、自然排水が困難な地形条件にあり、これまで公共下水道事業や都市下水路事業による雨水対策を推進し、浸水被害の抑制を図ってきたところですが、宮越樋管の排水区においては、台風の度に浸水被害を受けており、平成 23 年度に固定式ポンプの設置は行われましたが、いまだ十分な排水能力があるとはいえ、さらなる排水対策を講じていく必要があります。

また、町内には急傾斜地などの災害危険箇所が 52 箇所あり、計画的に崩壊対策を進めていますが、整備率は依然低い状況にあり、崖崩れや土石流などによる被害も懸念されているところです。

一方、大規模地震発生時には、町内の老朽化したため池の決壊も危惧されており、一度決壊すれば、農業用施設だけでなく下流域住民の生命や財産に被害が及ぶことから早急に対策を講じていく必要があります。

本町では、これまで出水時期前に、防災関係機関と合同で災害危険箇所の把握と点検を実施しており、また、6 月には土砂災害防止訓練を行い、土砂災害警戒情報の伝達、避難所・避難経路の確認とともに地域住民の防災意識の向上にも努めてきたところです。

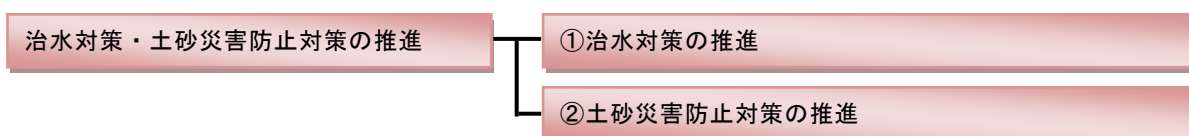
今後も、国や県、関係機関と連携を図りながら、地域住民が住み慣れた場所で安全に安心して生活していく環境を整備し、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

### ◆災害危険箇所の状況

区分	箇所数	危険度			備考
		A	B	C	
河川	17	2	14	1	宮田川、小丸川
地すべり	0	0	0	0	
急傾斜地	20	9	4	7	自然崖 19 人工崖 1
土石流	11	0	2	9	
ため池	1	0	1	0	蛸ノ口溜池
海岸	3	0	3	0	
計	52	11	24	17	

《資料：総務課調（平成 25 年 5 月 31 日現在）》

### 【体系図】



### 【施策の方向】

#### ①治水対策の推進

##### ◆町が取り組むこと

- 宮越樋管に十分な排水能力のあるポンプ場の設置を国土交通省へ要望していきます。
- 主要河川及び小河川の護岸改修や浚渫、水路の整備について国・県との連携により早期の整備に努めます。
- 都市下水路の定期的な浚渫を行い、排水断面の確保に努めます。
- 老朽化した「ため池」の適正な維持管理に努めます。

##### ◆町民・事業者等としてできること

- 宮越樋管ポンプ場設置等について行政とともに要望活動を展開します。

#### ②土砂災害防止対策の推進

##### ◆町が取り組むこと

- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策とともに、今後の調査、パトロールを通して判明した危険箇所については、県施工による事業実施の要望を行うとともに、町施工分については県補助が活用できるよう要望を行っていきます。
- 土砂災害ハザードマップを作成し、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 土砂災害防止訓練を実施し、避難所・避難経路の周知を図ります。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策事業について理解を深め、事業に協力します。
- 土砂災害ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高め、避難所・避難路を確認します。
- 土砂災害防止訓練に積極的に参加します。

## (4) 消防体制の充実

### 【現状と課題】

本町の消防体制は、常備消防として、東児湯 5 町を管轄する宮崎県東児湯消防組合を、非常備消防として高鍋町消防団を組織し、各種災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ的確な消防行政の推進に努めています。

本町の消防団（15 部 257 名）は、火災発生時の初期消火活動や台風や豪雨、地震などによる自然災害発生時の町民の救出・救助活動、避難誘導など地域防災体制の重要な役割を担っています。消防団は、役職やスキルに応じた研修や災害を想定した実動訓練を定期的実施し、消防団員の技術の向上と組織の強化を図っています。しかしながら、地域によっては、町外勤務や雇用形態の多様化などの事情で、若者の加入が困難な状況にあり、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えています。

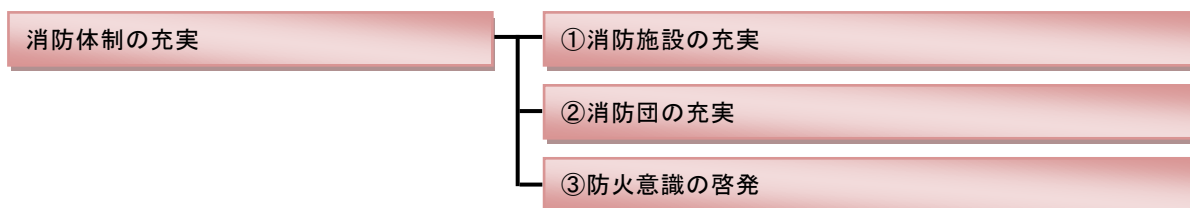
また、消防団の施設や資機材等の計画的な整備など、消防団の充実、強化が必要となっています。

#### ◆高鍋町の火災発生状況

	出火件数（件）					死傷者数（人）		損害額 （千円）
	総数	建物	林野	車両	その他	死者	負傷者	
平成 20 年	15	10	1	1	3	1	2	39,805
平成 21 年	10	4	0	2	4	0	1	35,939
平成 22 年	12	5	0	0	7	0	0	14,913
平成 23 年	13	9	0	0	4	1	8	71,347
平成 24 年	12	7	0	1	4	0	2	26,578

《資料：宮崎県東児湯消防組合調 消防年報》

### 【体系図】





## 【施策の方向】

### ①消防施設の充実

#### ◆町が取り組むこと

- 消防車両や機材の計画的な整備を図ります。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利の整備、点検、修繕に努めます。

### ②消防団の充実

#### ◆町が取り組むこと

- 多様な火災、自然災害に対応できる消防力の増強に努めます。
- 町民や企業等への理解や協力を推進し、消防団員の確保に努めます。
- 消防団活動の環境づくりや啓発活動の充実に努めます。
- 操法大会や定期的な訓練の実施など、消防技術の向上や組織強化に努めます。
- 消防団員の消火活動に必要なヘルメットや装備品等の計画的な整備を図り、安全確保、活動環境の向上に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 消防団活動に理解を深め、家族の協力のもと消防団に積極的に入団します。
- 事業者は、消防団への入団や消防団活動に対して積極的に支援します。

### ③防火意識の啓発

#### ◆町が取り組むこと

- 火災予防運動を推進し、消防団による広報や情報誌等により防火意識の強化に努めます。
- 地域における研修や消火訓練等を通して、火災予防の啓発に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭においての火気取扱に十分注意します。
- 住宅用火災警報器や防火機器の設置に努めます。
- 企業等は、自主的な消火訓練や避難訓練の実施に努めます。

## (5) 交通安全対策の推進

### 【現状と課題】

交通量の増加がもたらす事故の多発など、交通環境は依然として厳しく、交通安全対策は大きな課題となっています。近年は、若者や高齢者が第一当事者となるケースが多く、高齢者の死者も増加しています。また、登下校中の児童生徒が犠牲となる痛ましい事故も増加しています。

重大事故の原因の多くは、脇見、居眠り、速度違反など、基本的なマナーやルールを無視したものが多く、最近では、飲酒運転が大きな社会問題となっています。

また、自転車利用者が第一当事者となる交通事故も多発するなど、交通モラルの低下が懸念されています。

本町では、歩道や交差点など交通事故の危険性が高い箇所に交通安全施設（ガードレール、道路反射鏡、区画線等）を設置するとともに、老朽化した施設の補修等を行っています。しかし、本町は常に県内の交通事故発生ワースト 10 位以内に入っていることから、今後も、年次的に交通安全施設の整備を図り、交通事故を未然に防ぐ環境の整備が求められています。

また、県、警察、交通安全協会など関係機関との連携により、町民の交通安全意識の高揚にも努めています。特に、交通指導員等による定期的な交通指導や各交通安全運動、諸行事で街頭指導を実施するとともに、春・秋の全国交通安全運動においては、町民自らが街頭指導を行うなど、町民総ぐるみの交通安全運動を展開しています。

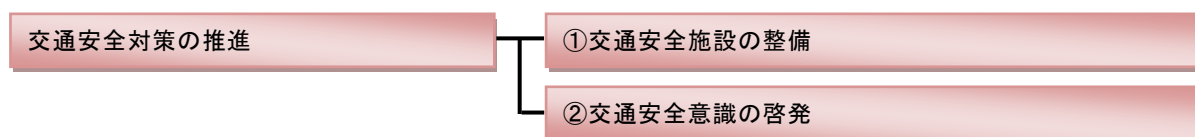
今後も、交通指導員体制の充実に努めながら、交通安全教育の推進と広報活動の強化を図る必要があります。

#### ◆交通事故発生状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
事故件数(件)	189	235	204	220	193
死者数(人)	1	4	1	1	0
負傷者数(人)	254	299	266	284	258

《資料：総務課調 交通統計》

#### 【体系図】



#### 【施策の方向】

##### ①交通安全施設の整備

###### ◆町が取り組むこと

- 交差点や歩道など、交通事故の危険性が高い箇所の交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全点検を実施し、児童や歩行者・自転車の安全対策に努めます。

###### ◆町民・事業者等としてできること

- 通学路の点検や交通安全施設の点検等の協力を努めます。

## ②交通安全意識の啓発

### ◆町が取り組むこと

- 学校等における交通安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、交通安全意識の啓発に努めます。
- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導に努めます。
- 自転車利用者に対する交通安全教育に努めます。

### ◆町民・事業者等としてできること

- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導への積極的な参加に努めます。
- 交通事故防止のために、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。
- 自転車利用の交通マナーの向上に努めます。

## (6) 地域安全対策の充実

### 【現状と課題】

多様化する社会の中で、犯罪が低年齢化するとともに、子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪が全国的に多く発生しています。また、消費者問題は複雑多様化し、幅広い領域に及んでおり、悪質商法や振込め詐欺、多重債務等が多発し、若年層や高齢者を中心とした被害者が増加しています。

このような状況の中、本町では「犯罪のない安全で住みよいまちづくり」を目指して、地域や学校、事業所や各種団体など関係機関との連携を深め、防犯意識の高揚に努めています。

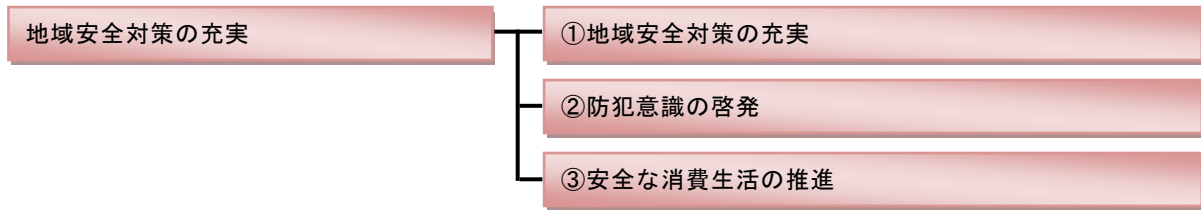
また、町内の各自治公民館に防犯連絡所責任者を委嘱し、地域防犯に努めるとともに、町内 220 箇所に「こども 110 番・おたすけハウス」を設置し、子どもを犯罪から守る備えを行っています。また、電子メールを活用した S O S ネットワークシステムによる声かけ事案や振込め詐欺、悪質商法等の情報提供や地域安全に関する広報活動、防犯灯の設置を行っています。

今後も、町民や行政、関係機関が一体となって安心安全な地域社会づくりを進める必要があります。

消費者問題では、県消費生活センターや警察署等の関係機関と連携を図り、相談業務や広報誌等による消費者問題の啓発を実施し、トラブルの未然防止と迅速な解決に努めています。

今後も、消費者が自己の意思と責任で対応できるよう自立を支援するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。そのためには、消費者教育・啓発の充実が必要となります。

## 【体系図】



## 【施策の方向】

### ①地域安全対策の充実

#### ◆町が取り組むこと

- 防犯灯の設置を推進し、老朽化した防犯灯の更新に努めます。
- 地域の見守りボランティア活動の育成に努めます。
- 青色防犯パトロールの実施を強化します。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域において、防犯灯の設置、維持に協力します。
- 地域の見守り活動に積極的に参加・協力します。
- 鍵かけや二重ロックなど、自らの防犯対策に心掛けます。

### ②防犯意識の啓発

#### ◆町が取り組むこと

- 地域や学校等における地域安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、防犯意識の啓発に努めます。
- 全国地域安全運動をはじめ、各種イベントや行事等における街頭啓発に努めます。

#### ◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭において、防犯意識の高揚に努めます。
- 地域や家庭において、子どもや高齢者等に対する防犯教育を推進します。

### ③安全な消費生活の推進

#### ◆町が取り組むこと

- 消費生活に関する知識の習得や問題意識を高め、消費者トラブルや被害の未然防止のため、消費生活情報の提供、啓発活動に努めます。
- 地域や学校等における消費者教育を推進します。
- 消費生活の多様な苦情や相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。

---

◆町民・事業者等としてできること

- 自ら進んで消費生活の知識を習得するよう努めます。
- 必要な情報を収集し、自己の責任のもと行動することで、消費者トラブルや被害の未然防止に努めます。
- 事業者は、商品や契約内容について適正な表示、説明を行うとともに、消費者の苦情に適切に対応します。